

まちづくり

季刊
quarterly
machizukuri
30 1104



地域主権時代の まちづくり条例 【新規大特集】 「新しい公共」の仕組みづく を検証する

特集

● 地域レポート
石炭産業の景観を記憶と
ともに継承するまちづくり

● 市民事業は前進する
林泰義×西村幸夫
● イギリスの景観政策の新展開 第一回
アーバンデザインと
マスター・アーキテクトの今

● 対談

鞆の再生——埋め立て架橋計画の行方（上）

毛利和雄（NHK解説委員）

鞆の埋め立て架橋計画は、自民党政権時の2009年1月に金子一義国文相が「国民的合意が必要」との判断を示したのに続いて、広島地方裁判所が、同年10月1日に鞆の景観は国民共有の財産だとして埋め立ての免許を付しないよう判決を出した。景観を理由に公共工事を差し止めた初の判決であり大きな反響を呼んだ。

こうした事態を受け、広島県の湯崎英彦知事は広島高等裁判所に控訴した裁判を事实上棚上げし、埋め立て架橋推進派と反対派の地元住民による鞆の振興策を探る話し合い（鞆地区地域振興住民協議会。以下、住民協議会と略）を続けている。湯崎知事が表明したように、埋め立て架橋の是非はひとまず置き、地元住民の話し合いで鞆の振興策を探ろうという住民協議会の行く方は、どうなるのだろうか。一方、湯崎知事は、「瀬戸内海の道構想」の政策を打ち出し、瀬戸内海のもつ地域資源を探り、磨き上げ、住民の動きを支援してネットワークをつくるなど、広島県、ひいては瀬戸内海一帯の活性化の推進をめざしている。

■湯崎新知事の「話し合い路線」と

住民協議会

鞆の住民協議会は、当初広島県が

選定したメディエーターの中に利害

の知事選挙で不当落選し、知事に就任

した湯崎知事は、鞆の埋め立て架橋

問題に関して、同問題はひとまず置

き賛成派と反対派の地域住民の話し

合いの架橋計画を探ろうとの「話

い」を打ち出した。利害関係者の間で意見が対立し膠着してしまった問題を解決するために中立の

メディエーターを立て話し合いによ

る方法だ。中東紛争の

道（今のJR山陽本線）から外れた

打開にも使われた手法だといふ。

鞆の住民協議会は、当初広島県が流出少子高齢化の進展などを抱え、そのため立ち退れることになった。人口

遷定したメディエーターの中に利害関係者に与している研究者が入って

いた湯崎知事は、鞆の埋め立て架橋

問題に関して、同問題はひとまず置き賛成派と反対派の地域住民の話し

合いの架橋計画を探ろうとの「話

い」を打ち出した。利害関係者の間で意見が対立し膠着してしまった問題を解決するために中立の

メディエーターを立て話し合いによ

る方法だ。中東紛争の

道（今のJR山陽本線）から外れた

その調整に手取り手取りで話し合いは3ヵ月遅れて2010年5月15日に第1回目の話し合いが開かれた。賛成派の代表が参加し、鞆の抱えている問題点などについてそれぞれの意見を

述べることから出発した。もともと

鞆の住民協議会は、当初広島県が選定したメディエーターの中に利害

関係者に与している研究者が入って

いるのではないかとの異論が出て、

そのままに意見を述べられるようマスコミ

取材は認めず、非公開で話し合いは進められている。

その中から問題点を整理し論点をまとめて、それぞれの論点ごとに話し合いを進めていく方法が取られ、

その代表が参加し、鞆の抱えている問題点などについてそれぞれの意見を

述べることから出発した。それについて埋

め立て架橋反対派の住民から、道路

の交通問題、③下水道整備の遅れ

など生活環境上の課題、④埋め立て架橋が計画されている港等の景色、景観、⑤観光や地域産業の活性化などの商業活性化、⑥協議会での議論の進め方。

住民協議会は、12月23日に第7回目が開かれた。これまでの話し合い

で、鞆にとって最大の課題である交

通問題については町中を通っている

場所を確保することができるか広島

県が検討し福山市に詰めて、その結果を住民の話し合いの場にフィード

バックすることになった。

また下水道問題に関して、これま

で福山市は、下水道敷設工事で道路

を通行止めにせざるを得なくなるの

で代替道路が必要だとして、埋め立て

架橋ができるないと下水道を敷設で

きないとしてきた。それについて埋

め立て架橋反対派の住民から、道路

の交通問題、③下水道整備の遅れ



湯崎英彦広島県知事

が敷設工事はできるはずだと意見が出され、これについても広島県が検討することになった。この話し合いで、埋め立て架橋推進派の過程で、埋め立て架橋を推進する住民から、現状でも下水道の敷設ができるのであれば、下水道敷設の前提が埋め立て架橋だという福山市の説明は、いったい何だったのかとの疑問が出される一幕もあった。

また、狭い道路を消防車や救急車など緊急車両が通過する為に小型車両に改良すべきとの意見も出され、この件も検討することになった。こうした話し合いの進展に応じて、福山市は平成23年度予算で小型で高規格の救急車の導入を図る検討に入ったとの報道もされている。

■ 稲の訴訟は「権上げ」し、話し合いで路線を優先

善の前提が埋め立て架橋として、何が何でも埋め立て架橋を推進する一方で、今でもできる施策を放棄しているとの福山市に対する批判はかねてから出されてきたが、湯崎知事の話し合い路線によって、ようやく福山市も今でもできる生活環境の整備に乗り出さざるを得ない情勢が生まれてきたといえる。

一方で、今でもできる施策を放棄してから出されてきたが、湯崎知事の最後の仕事が稲の訴訟の控訴である。最後の仕事が稲の訴訟の控訴であった。後述するように藤田雄山知事は、金子一義国交相の水面下での埋め立て架橋見直しの要請に応じるとの意向も示したが、羽田福山市長に願意を促すこともできず、30年近くにわたって広島県政の課題でもあった稲の埋め立て架橋問題に関して、新たな意向も示したが、羽田福山市長に理由に埋め立て免許差し止めの時期的判決が出て大きな反響を呼んだ。

それに対し、悲願の政権奪取を果たした民主党政権の前原誠司国交相は、判決の一部には民主党政権が目指すところと共通するところもあると一定の理解を示しながらも、訴訟の当事者は広島県であり、判決が確定したわけではないので訴訟の行く方を見守りたいとのとの見解を示すにとどまつた。

被告広島県は、控訴期間ぎりぎりまで、控訴から1年以上経つても裁判が始まらないという異例の事態

日の任期の終わりに後援会幹部の政

となっている。

控訴を取り下げれば1審の判決が

確定し、埋め立て架橋を断念すると

になるので、その問題をひとまず置き住民による話し合いを優先すると

の前提が崩れる。こうすると埋め立

て推進派の住民が話し合いに応じることができないなり、話し合い路線の前進が止まる。そこで、そうした事態を避けるため控訴は取り下げない。しかし、裁判でこの問題に決着をつけたままではなく、あくまで話し合い路線で解決策を見つけだすとするのが湯崎知事の真意であろう。

新たに登場した湯崎知事は、前述したように住民による話し合い路線に転換したが、稲の訴訟に関しては、福山市長の羽田市長は、「稲のまちづくりは、福山市の仕事」としながらも、「広島県の湯崎知事が住民の話し合いにより稲の振興策を探る」との方針なので、その行く方を見守る」との意向を記者会見で表明する進展に関して、「時間がかかりすぎている」との意見も表明している。そ

そそこで、これまでに控訴審の進行協議が1月27日を含め4回開かれたが、裁判の期日決定は先送りされた一方で、住民協議会の話し合いの進展に関する」との意見も表明している。そ

れに加えて、住民協議会と切り離し

て裁判を進めるべきとも主張し、その旨県に要望するとの意向も表明している。

また、上述した郷の町中を通る県

道に車の離合場所を設けることは、家屋同士が連絡しているのを損なうことになるので重要な伝統的建造物群

保存地区（以下、重伝建地区と略）

をめざしている郷の町並み保存の趣

旨に反する。仮設であれば検討の余地はあるが、それには代替道路を早急に造る必要があるとの見解を記者会見で表明した（2010年10月4日）。このことは仮設の離合場所は認めるが、その場合でも埋め立て架

橋までのつなぎであり、埋め立て架橋へつながらない事は全てダメと言

う方針に拘っているとも受け止めら

れる。

かかれる施策にさえ依然として異見

を表明して問題を先送りしている

が、以下述べるように埋め立て架橋

計画の実現の見通しはほとんどない

のである。したがって、その代替策

を早急に探るべきであり、そうでな

ければ保護策が急務となっている肝

心の町並み保存をいたずらに遅らせ

ることになるだろう。

きつかけをつくった金子前国交相の英斷に敬意を表したい。

金子前国交相は2008年10月24日の閣議後の記者会見で、「郷には土地勘がないが一般論として風光明媚なところでの公共工事はさけた方がいい」と郷の埋立架橋事業に慎重な見解を表明した。このことが報道され

た。

宮沢喜一元總理の甥で、宮沢弘元院議員（当時、今は参議院議員）は、東京の生まれ育ちだが福山市が選挙区に含まれ、郷の振興策には埋め立て架橋が大切だとして国交省に対し認可を強く働きかけた。おりから高田知事が年末にもかかわらず12月25日に急きょ上京し、金子前国交相と会談をもつた。この時の会談の内容は

公にされていないので、報告しておこう。

いる中、宮沢洋一氏は自民党道路部会の部会長だったこともあり、国交省も特別の配慮をせざるを得ない事情もあった。もつとも公有水面の埋め立ては港湾局の管轄だが、福山の埋め立ては面積が2.1haと規模

であつたことから、認可の権限は中

央の「国民的合意が必要」との政

策判断によって、潮流が変わった。

金子前国交相は、重伝建地区を抱え

が認可する決断を下した。それをひ

り、伝統的集落の重要性を熟知して

いる。郷が再生に向けて歩みだせる

交相であった。

金子前国交相は2008年10月24日の閣議後の記者会見で、「郷には土地勘がないが一般論として風光明媚なところでの公共工事はさけた方がいい」と郷の埋立架橋事業に慎重な見解を表明した。このことが報道され

た。

宮沢喜一元總理の甥で、宮沢弘元院議員（当時、今は参議院議員）は、東京の生まれ育ちだが福山市が選挙区に含まれ、郷の振興策には埋め立て架橋が大切だとして国交省に対し認可を強く働きかけた。おりから高田知事が年末にもかかわらず12月25日に急きょ上京し、金子前国交相と会談をもつた。この時の会談の内容は

公にされていないので、報告しておこう。

いる中、宮沢洋一氏は自民党道路部会の部会長だったこともあり、国交

省も特別の配慮をせざるを得ない事

情もあった。もつとも公有水面の埋

め立ては港湾局の管轄だが、福山の

埋め立ては面積が2.1haと規模

であつたことから、認可の権限は中

央の「国民的合意が必要」との政

策判断によって、潮流が変わった。

金子前国交相は、重伝建地区を抱え

が認可する決断を下した。それをひ

り、伝統的集落の重要性を熟知して

いる。郷が再生に向けて歩みだせる

交相であった。

この会談は事前に福山市にも知ら

郷の年表

1925(大正14)年	北緯「郷公園」に指定
1934(昭和9)年	瀬戸内海国立公園に選定
1963(昭和38)年	郷建立実業計画、福山港地方港湾審議会で承認
1995(平成7)年	埋立面積を同審議会で2,320haに縮小
1996(平成8)年	福山市、郷地区まづくりマスタートーブラン決定
2000(平成12)年	三好福山市長が、福山櫻の同意取り付けができるまで埋立架橋計画を凍結。
2004(平成16)年	羽田博志福山市長が財源難を表明
2007(平成19)年	反対派福山市長が、埋立で免許差し止め求め埋設
2009(平成20)年	金子前国交相、郷建立には「国民的同意」が必要。広島地方裁判所、埋立て免許差し止め判決

■実現が困難視される埋め立て架橋

郷の埋め立て架橋計画について

は、広島県が埋め立て免許の前提となる認可を2008年6月23日国交省に申請し、認可是必ずとみられていた時期もあった。しかし、異例の長期間にわたる審査の末、金子前国交相の「国民的合意が必要」との政

策判断によって、潮流が変わった。

金子前国交相は、重伝建地区を抱えた岐阜県高山市の出身で選舉区内に

事務官では最終的に林田博港湾局長が認可する決断を下した。それをひ

り、伝統的集落の重要性を熟知して

いる。郷が再生に向けて歩みだせる

交相であった。

この会談は事前に福山市にも知ら

り、伝統的集落の重要性を熟知して

いる。郷が再生に向けて歩みだせる

交相であった。

この会談は事前に福山市にも知ら

容をいぶかしんだ羽田市長が、広島県庁に藤田知事を訪ね会談した。この会談の内容について筆者は詳らかにしないが、藤田知事が羽田市長に埋め立て架橋計画の推進について翻意を促すか、そこまで積極的でなくとも計画変更の意向がないか質したのに對し、羽田市長があくまでも計画推進を表明したことは容易に推測できる。

その後、羽田市長は、2009年1月28日に国交省に金子一義大臣を訪ねて会談し、大臣の要請を断つたことは、すでに周知の事実だ。

こうした経緯を経て、金子国交相の朝の埋立架橋事業には「国民的な合意」が必要との判断が下され1月

金子一義前国土交通大臣

30日の記者会見での発言となつたの

「国民的合意が必要」としたのは、30日の記者会見での発言となつたの

理め立て架橋は羽田市長の公約と聞いていたので、羽田市長に配慮した結果だ。宮沢さんも衆議院選挙を控

いていたので迷惑をかけてはいけないと随分氣を使つた」と、配慮に配慮を重ねた結果の判断であると自らの政治的判断について語った。

実は理め立て架橋計画を見直す見解を表明した。

当時は、埋立架橋事業の事業者である藤田知事が、計画の見直しに言及したことが公になつていなかつたので、金子国交相の判断の意味が理解できにくかつたが、「国民的合意が必要」との発言の裏には国交相の提案に対する当事者同士の知事と市長との間でも対応が異なつていたこ

るようとにとの政府サイドの事実上のサインは、小泉純一郎政権当時の2006年にまで遡る。ヴィジットジャパンの推進に向けて有識者による懇談会を開いた際、在日アメリカ人のアレックス・カーサンが日本にとつて貴重な財産である朝の景観を破壊する理め立て架橋計画を見直すよう訴えた。

これを受け、小泉首相が国交省に検討を指示した。それを受けて、当時の北側一雄国交相が2006年3月26日に非公式に朝を視察した。地元が計画を見直すなら、その代替策の面倒を国交省がみるとの国交相による意思表示を受け止められる。

それに対し、羽田市長は直後の4月17日に国交省に北側大臣を訪ね、善策だとして推進方針を表明した。これによって事実上、政治的な解決が可能がなくなつた証だ。

以上みてきたような政治的な状況があり、それに加えて国民的な反響を呼んだ広島地裁の差止め判決がその後出されたことも勘案すると、計画策定以来30年近くたつ同計画にはすでに政治的な判断が下されてい

る見と見るべきだろう。それをひっくり返して理め立て架橋を実現するとは極めて困難とみるのが実情に即している。その一方で、広島地裁の判決でも指摘するように道路事情の改善の必要性が指摘されているので、理め立て架橋の代替策を探ることが賢明な問題の解決策だろう。

そうであるにもかかわらず、羽田市長が理め立て架橋に拘りつづけることは事態の解決を遅らせるだけではなく、自らの立場をも脅かす事態になりかねない。こうした事態にならないことを願いたいが、もっとも心配なのはこの問題を解決できないままに朝の町家の老朽化が進み住民の生活を脅かしていることである。



政権交代後に筆者は、金子前国交相にインタビューしたが、「理め立て架橋反対の署名が10万人分も集まつたのだから、その多くが朝以外の人だったとしても、その人たちの3分の1でも朝に来てもらえるようにすれば観光にも役立つよと計画変更を促したが聞いてもらえたよう

月17日に国交省に北側大臣を訪ね、

それに対し、羽田市長は直後の4月17日に国交省に北側大臣を訪ね、